

13 リハビリテーション医療

第1章

- 患者が、急性期、回復期、維持期・生活期を通じて切れ目なく一貫したリハビリテーションを受けられるよう、各リハビリテーション期を担う医療機関等の支援を行っていきます。
- 区市町村が実施する介護予防等の取組について、地域リハビリテーション支援センターが地域のニーズ等に応じた効果的な支援を実施していきます。
- 東京都リハビリテーション病院について、リハビリテーション機能の充実・強化を図るとともに、都のリハビリテーション施策に積極的に貢献していきます。

現 状

1 リハビリテーションの役割と機能

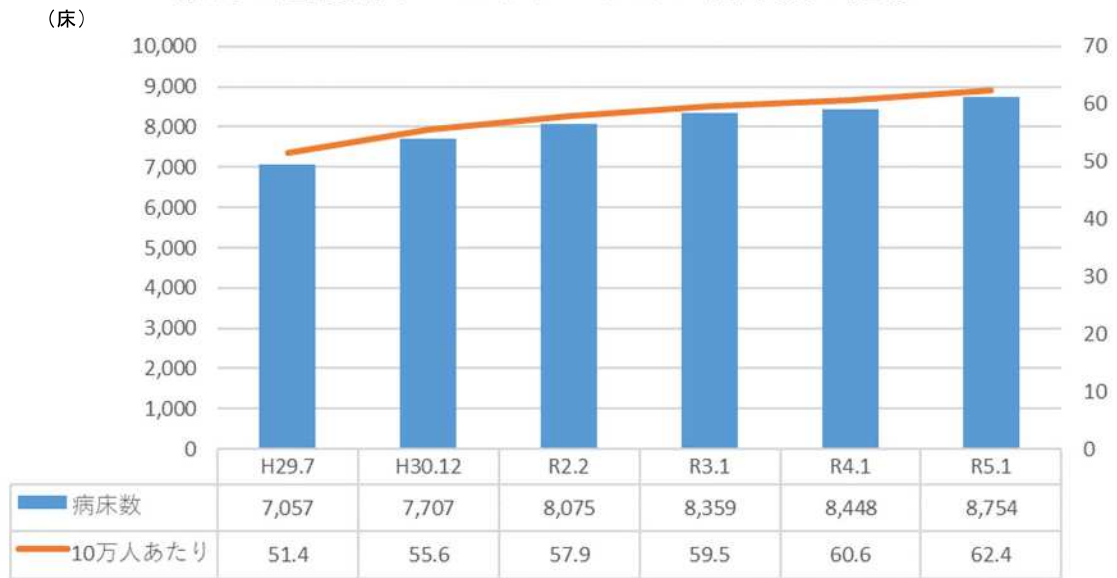
- リハビリテーション医療には、急性期リハビリテーション、回復期リハビリテーション、維持期・生活期リハビリテーションがあります。
 なお、維持期・生活期において、患者が、急性期医療機関や回復期リハビリテーション病棟を退院した後などに、自宅から病院、診療所、介護老人保健施設に通院・通所し、又は、医師や理学療法士等の自宅訪問を受け、リハビリテーションを実施することを在宅リハビリテーションといいます。
- 令和2年の東京都の高齢者人口は319万人、高齢化率は22.7%となっており、高齢者人口増加が見込まれています。重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進が求められています。
- 介護保険制度における「一般介護予防事業」では、心身の状況によって分け隔てることなく、高齢者自身が担い手となって体操等を行う通いの場を運営する取組など、住民主体の地域づくりにつながる介護予防活動を行うとともに、リハビリテーション専門職等の関与を促進し、介護予防の機能強化を図ることが求められています。

第6節

2 リハビリテーション医療を取り巻く状況

- 脳血管疾患又は大腿骨骨折等の患者に対して、急性期病院での治療後、日常生活動作（ADL）の向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する「回復期リハビリテーション病床」の都内の病床数は、令和5年1月現在120施設8,754床、人口10万対62.4床となっています。

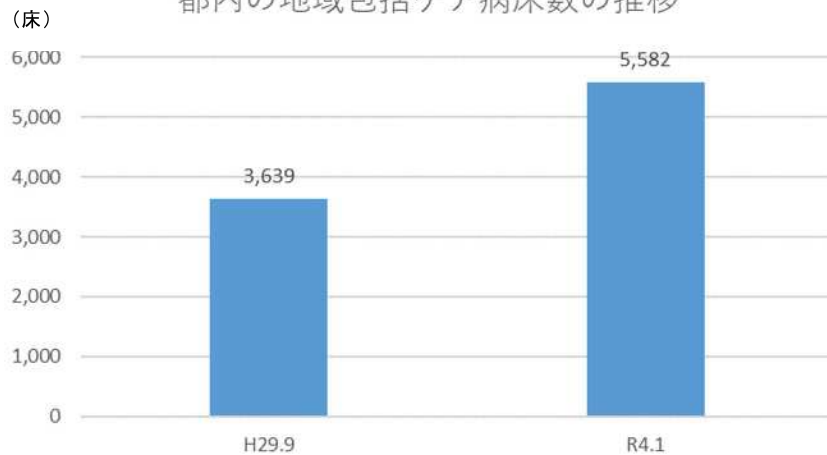
都内の回復期リハビリテーション病床数の推移



資料：東京都保健医療局調べ

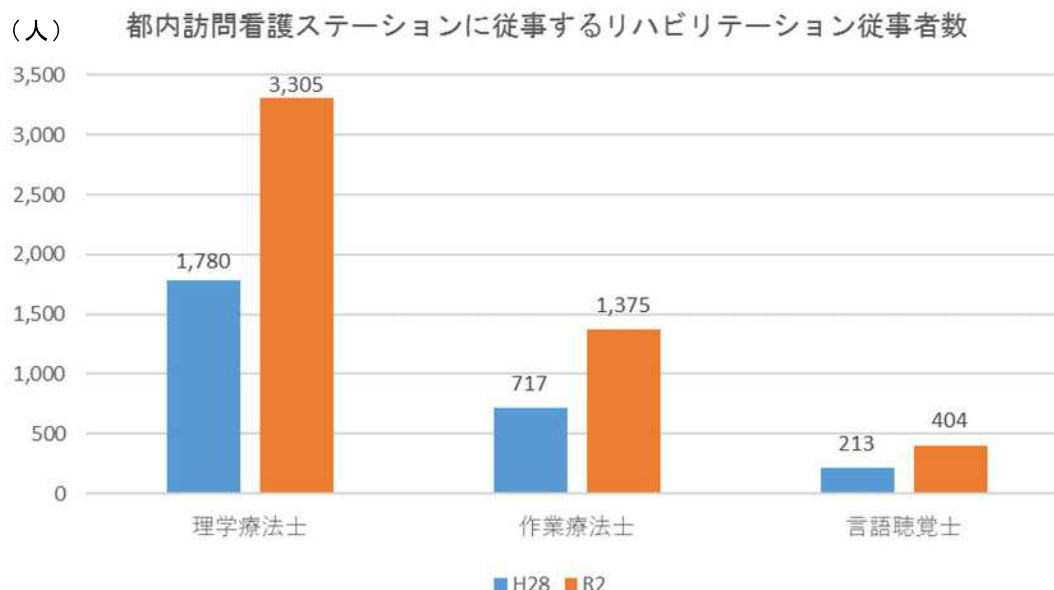
- また、急性期治療を経過した患者及び在宅医療患者等の受入れ並びに在宅復帰支援等を行う機能を有し、地域包括ケアシステムを支える役割を担う「地域包括ケア病床」の都内の病床数は、令和4年1月現在 162 施設 5,582 床となっています。

都内の地域包括ケア病床数の推移



資料：東京都保健医療局調べ

- 都内病院で従事するリハビリテーション従事者数は年々増加しています。特に都内訪問看護ステーションで従事するリハビリテーション従事者数については、令和2年現在、理学療法士が 3,305 人、作業療法士が 1,375 人、言語聴覚士が 404 人と平成28年と比較して増加しています。



資料：東京都保健医療局調べ

これまでの取組

1 リハビリテーション医療提供体制に係る取組

- 平成12年に、都及び地域におけるリハビリテーション提供体制について検討する、「東京都リハビリテーション協議会（以下「協議会」という。）」を設置し、リハビリテーション体制の充実を図っています。
- また、平成13年度から二次保健医療圏ごとに「地域リハビリテーション支援センター」（以下「支援センター」という。）を指定し、支援センターを拠点としてリハビリテーション従事者の技術等の底上げ、かかりつけ医やケアマネジャーに対するリハビリテーション知識・技術の情報の提供及び地域のリハビリテーション関係者による意見交換や情報共有のための連絡会の開催等に取り組んでいます。
- 高齢化に伴う医療・介護ニーズの増加、訪問リハビリテーションの需要の増加に伴うリハビリテーション従事者の活躍の場の拡大等を踏まえ、協議会及び協議会の下に設置した「地域リハビリテーション支援体制機能強化検討部会」において、地域リハビリテーション支援体制の見直しについて検討しています。
- 回復期リハビリテーション機能の充実を図るため、回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟の施設や設備整備に要する費用の補助を実施しています。

- 急性期病院での治療後、リハビリテーションを必要とする脳卒中患者が早期に回復期リハビリテーション病棟等への転院ができるよう、急性期病院と回復期リハビリテーション病棟等を有する病院間での脳卒中地域連携クリティカルパス等の普及を図っています。

2 東京都リハビリテーション病院の運営

- 都は、平成2年5月にリハビリテーション医療の中核施設として、東京都リハビリテーション病院（165床・墨田区）を開設しました。リハビリテーション医療における高度・専門機能を備え、身体に機能障害があり、リハビリテーション医療を専門的に行う必要のある患者に切れ目のない質の高い医療を365日提供しています。
- リハビリテーション医療に関わる教育研修及び研究活動の推進、実習生や見学生 of 積極的な受入れのほか、支援センターの取りまとめ役として、関係者の連携を推進するなど、地域におけるリハビリテーション医療と福祉・介護の充実、進展に取り組むとともに、災害時には医療救護活動の拠点としての機能も担うこととなっています。

課題と取組の方向性

<課題1>一貫したリハビリテーションの実施

- 患者の療養生活の質を高めるためには、急性期から維持期・生活期を通じ、患者の状態等に応じた一貫したリハビリテーションを実施し、機能回復や合併症の予防、日常生活動作の維持・向上を図ることが必要です。
- 急性期においては、十分なリスク管理の下に可能な限り早期から積極的なリハビリテーションを行うことが重要です。
- 回復期リハビリテーション病棟を退院した患者のうち、引き続きリハビリテーションが必要な患者に対し、医療と介護の連携による切れ目のないリハビリテーションの提供が必要です。
- 今後の高齢者人口の増加を見据え、回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟の整備を引き続き行うことが必要です。

（取組1）一貫したリハビリテーションの推進

- 急性期病院での治療後、速やかに回復期リハビリテーション病棟へ転院できるよう、医療連携を推進します。
- 都内のリハビリテーション病床の需給状況を適切に把握しつつ、回復期リハビリテーション病棟や地域包括ケア病棟等必要な整備を促す支援を実施します。
- 維持期・生活期リハビリテーション等を提供する医療機関や福祉施設等との連携を強化します。

＜課題2＞地域リハビリテーション支援体制の充実が必要

- 令和3年5月に改定された「地域リハビリテーション推進のための指針」では、「地域リハビリテーション支援体制は地域包括ケアシステムの構築かつ市町村の一般介護予防を中心とした地域支援事業の充実強化の体制整備を図るもの」とされました。これを踏まえ、地域の実情に応じて支援センター機能の充実・強化を図るとともに、リハビリテーション関係者間の連携強化に取り組む必要があります。
- リハビリテーションに対するニーズが増加する中、質の高いリハビリテーションを提供するためには、理学療法士等の人材育成が重要です。

（取組2）地域リハビリテーション支援体制の充実

- 地域のリハビリテーションニーズを踏まえ、支援センターの機能や役割について協議会で検討を行います。
- 地域リハビリテーション体制の強化・充実を図り、区市町村が実施する介護予防の取組への支援や在宅リハビリテーションに関わる人材を育成します。
- リハビリテーション従事者の知識や技術の底上げを図るため、支援センターが研修を実施する際のカリキュラムやテキストを作成・提供するなど専門性の高い研修等を支援します。

＜課題3＞東京都リハビリテーション病院の運営

- リハビリテーション専門病院としての機能及び地域リハビリテーション支援機能の充実・強化を図る必要があります。

（取組3）東京都リハビリテーション病院の運営

- リハビリテーション医療の機能を充実するとともに、リハビリテーション医療に係る実践的知識や技術の普及を目的とした実技指導を含めた研修会の企画・開催により、リハビリテーションの中核施設として、研究成果やノウハウ、技術の普及を図っていきます。
- 各支援センターの活動を支援するとともに、区市町村が実施する在宅リハビリテーションに係る事業にも積極的に取り組んでいきます。

評価指標

取組	指標名	現状	目標値
取組1	リハビリテーションが実施可能な医療機関数	運動器 1,071 施設 脳血管 604 施設 呼吸器 332 施設 がん 129 施設 心大血管 116 施設 (令和5年5月現在)	増やす
取組1	回復期リハビリテーション病棟の病床数	8,754 床 (10万人当たり 62.4 床) (令和5年1月現在)	増やす